

新潟市 国家戦略特別区域計画 (素案)

平成26年7月18日

新潟市 国家戦略特別区域会議

I. 国家戦略特別区域の名称

「新潟市 革新的農業実践特区」

II. 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業について、まずは、以下に掲げるものを候補とし、次回の区域会議に向け、検討・調整を行う。

1. 農業分野

(1) 農業生産法人に係る農地法等の特例（農業法人経営多角化等促進事業）

- ① 株式会社ローソン(東京都品川区)が、新潟市内の農家と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人(ローソンファーム新潟)を設立した上で、ローソン店舗にて販売するコメの生産、加工を行う。【年内を目途に設立】
- ② 株式会社アイエスエフネットライフ新潟(新潟市中央区)が、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、自社において展開するカフェで提供する農作物を生産する。【年度内を目途に設立】

(2) 農業委員会と市町村の事務分担に係る特例（農地等効率的利用促進事業）

- ③ 新潟市が、新潟市内の6農業委員会との同意に基づき、大規模農地の集約を緊急に行う必要があるとの観点から、農地法第3条の権利移転に関する事務のうち、企業等の新規参入に係る事務を担う。【7月末の同意を経た上で、できるだけ速やかに実施】

また、農地法第3条の権利移転に関するそれ以外の事務を含め、農業委員会と市の更なる役割分担についても速やかに検討する。

(3) 農家レストラン設置に係る特例（地域農畜産物利用促進事業）

- ④ 有限会社フジタファーム(新潟市西蒲区)が、区内において、自社で製造するミルクを原料としたスイーツカフェを設置する。【本年中に設置】
さらに、同社が新たに農地を取得した上で、自社や区域内で製造された農作物を用いたイタリアンを中心としたレストランを設置する。【来年度中に設置】

(4) 農業への信用保証制度の適用 関連事業

- ⑤ 新潟市が、本年中に予算措置を講じ新たな制度融資を創設した上で、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、新潟県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようにする。【新潟市と信用保証協会とが損失補償契約を締結した上で、本年中に実施】

Ⅲ. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業に関する検討・調整と合わせ、次回の区域会議までに精査・検討する。

Ⅳ. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

1. 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)」に掲げられた規制改革事項等の活用

(1) 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

- 雇用条件の明確化等を通じ、農業ベンチャーの起業等を推進するため、事業実施者の早期選定を行い、社会保険労務士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を設置する。【本年中に実施】

2. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、新潟市国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進める。

(1) 農業生産法人の出資要件の緩和

- 農業者と企業等とが連携し、需要に応じた農作物の生産や新たな加工食品等を開発する農業生産法人は、農業者以外の出資比率を50%以上に拡大することを可能とすることを検討する。

(2) 一体的な保税地域の設置の推進

- 農作物、食品の輸出を促進するため、食品加工工場や展示場など、土地を所有又は管理する法人が異なる関係施設間においても、一体的な保税地域として運用することを検討する。

(3) 農業ベンチャーに係る外国人材等の受入れ

- 外国人等による農業ベンチャーの起業を支援するため、起業家等に対する投資最低基準(500万円以上)を引き下げ、法令への記載等の透明性の向上を図るとともに、基準設定や運用を区域会議に委ねること等により、創業人材とそのスタッフの受入れや、留学生等の起業・就職を容易にする新たな仕組みについて検討する。

(4) 獣医師養成系大学・学部の新設

- 高度な酪農・畜産技術を基盤とした水稻、施設園芸等の複合経営を促進するため、獣医師系大学・学部の新設を検討する。

(5) 税制(法人課税など)

- 農業ベンチャーの創業に着目した法人課税などについて、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。